

健康かさい 2 1 第 3 次計画策定業務委託仕様書

1. 業務名称

健康かさい 2 1 第 3 次計画策定業務

2. 業務の目的

健康増進法第 8 条第 2 項に基づく健康増進計画及びすこやか親子 2 1 の地方計画である健康かさい 2 1 計画を、平成 14 年度に策定し、その後平成 22 年度に中間評価と見直しを行った「健康かさい 2 1（改定版）」の計画期間終了に伴い、平成 27 年度に新たな健康課題、地域特性を踏まえ「第 2 次健康かさい 2 1」を策定し、10 か年計画推進しているところである。令和 7 年度に計画が終了するため、第 3 次計画の策定のため、現計画の検証や住民の健康ニーズ把握等のためのアンケート調査の実施、健康に関する現状分析や課題の抽出を行い、第 3 次計画を策定する。

3. 委託

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 計画期間

令和 8 年度～令和 17 年度

5. 業務内容

第 3 次健康かさい 2 1 計画策定業務のためのスケジュールの提案、現行計画の検証とアンケート調査を行い、調査結果の集計・分析を実施し、計画を策定する。なお、下記（1）（2）の内容は令和 7 年 3 月末までに完了する業務とする。（3）以降は令和 8 年 3 月末までに完了する。

（1）市民アンケート調査

現計画の検証と市民の健康状態、健康意識の実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施。

① 対象者

住民基本台帳データを利用し、20 歳以上の市民の中から無作為に 2,000 人を抽出する。抽出は加西市が行う。（回収率 40%を想定）

② 調査票の設計

調査項目の内容については、市及び県等の関連計画との整合性をはかりつつ設計し、市に対して助言及び提案を行い、市と協議の上、決定すること。

③ 調査方法 郵送法

- ・調査票の発送費・返送費は受託者が負担する。
- ・受託者は、調査票の設計及び印刷、発送及び回収用封筒の作成、発送に係る作業を行う。なお、アンケートの返送先は委託者とし、調査票は市担当課に直接受け取りに来ること。
- ・市は、対象者の抽出、宛名シールの作成を行い、受託者に提供する。

④ 調査結果の入力、集計、報告書の作成

- ・受託者は、回収した調査票の入力を行うこと。
- ・分析結果から、市の健康課題を抽出し、中間評価に反映させることを前提とし、調査結果を集計・分析し地域特性に応じた施策や評価指標等の検討に資する報告書を作成する。
- ・集計・分析方法等については、性・年齢（階層）・地区等様々な視点で集計を行うこと。（単純集計及び3種類以上のクロス集計を行うこと。また、市が要望するクロス集計には随時対応すること。）報告書は、調査結果の分析コメントや、これまでの調査との比較、クロス集計表やグラフなどを用いて作成する。

（２）現行計画の検証

- ・第2次健康かさい21計画の課題・問題点の整理・分析を行う。
- ・第3次計画策定に係る、新たな社会動向について整理する。
- ・市が提供する資料（統計資料、行政資料等）や国などから示される各種データから市の現状を把握し、分析を行うこと。

（３）計画策定委員会等への支援

計画策定委員会を3回程度、領域毎の検討委員会を各2回程度予定しており、受託者より最低2名の出席とする。会議にて依頼する業務は、会議資料作成（原稿）、会議の運営支援、議事録作成とする。

- ・委員会の打ち合わせについては、必ず2週間前には来庁し事務局と打合せを行うこと。
- ・委員会後は速やかに議事録を作成し提出すること。
- ・会議の回数は進捗状況により増加することも想定しておくこと。

（４）計画素案の作成

計画策定委員会及び領域検討委員会での意見や調査結果、現状分析結果をもとに、他計画との整合性を図りながら、事務局と協議を十分に行い実情に即した計画素案（市民配布用概要版含む）を作成すること。

（５）計画書の作成・印刷製本

策定委員会での承認を得た後、計画書として取りまとめること。

- （１）実態調査の報告書電子媒体　ＣＤ－ＲＯＭ等
- （２）計画書（Ａ４版・８０頁程度・単色）１５０部
- （３）概要版（Ａ４版・Ａ３両面・フルカラー）５００部

５．業務責任者の選任及び配置

本業務の実施にあたり、受託者は、本業務と同様又は同等の計画策定業務に従事した経験を有する業務責任者として選任し、本業務の統括管理を行わせるとともに、適切な数の適格な人材によって本業務を円滑かつ的確に実施しなければならない。

６．作業実施計画書の提出

受託者は、本業務に着手する前に作業計画書等を提出し、加西市の承認を得るものとする。

７．協議又は打合せの実施

受託者及び加西市は、業務着手時及び業務完了時にこの契約に関する協議を行うほか、随時、業務を円滑に実施するための打ち合わせを行うものとする。

加西市は、必要と認めるときは、業務の進捗状況等について受託者に報告を求める事ができる。

８．個人情報の保護

受託者は、本業務に伴い取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者は本業務によって取得した個人情報については、加西市の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用を受けるものとする。

９．秘密の保持

受託者は、本業務の履行に伴い知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また契約期間満了後又は、解除後も同様とする。

10. 第３者への提供の禁止

受託者は、本業務の履行に伴い知り得た内容を一切第３者に提供してはならない。

11. 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。ただし、あらかじめ加西市の承諾を得た場合は、この限りではない。